

# 企画競争説明書

業務名称：モンゴル国資本市場規制・監督能力向上プロジェクトフェーズ2（OTC市場・金融教材整備）

調達管理番号：20a00473

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年9月9日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年9月9日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称: モンゴル国資本市場規制・監督能力向上プロジェクトフェーズ2 (OTC市場・金融教材整備)

(2) 業務内容: 「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款:

- ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年11月 ～ 2021年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### 4 窓口

##### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 清水川 佳菜/Shimizukawa.Kana@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

#### 5 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

##### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

- 1) 全省庁統一資格  
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作  
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の  
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反  
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企  
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
(例1：特定の排除者はありません。)
- (4) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の  
者とします。  
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定  
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する  
ことがあります）。  
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成  
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者  
印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めま  
せん。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた  
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格  
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年9月18日12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として  
お断りしています。
- (3) 回答方法：2020年9月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年10月2日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（３）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（４）提出書類：プロポーザル及び見積書

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ３）虚偽の内容が記載されているとき
- ４）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（２０２０年４月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ３）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨＝0.0402 円
  - b) US\$ 1 =105.378 円
  - c) EUR 1 =125.498 円

## ８ プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料１「プロポーザル評価の基準」及び別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)）

（１）評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／OTC市場整備（評価対象）

**2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数**

約 1.75 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \frac{\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{最低見積価格}} \times 100 \right) (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年10月23日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合



エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料



当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：債券市場育成と金融教材作成

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

###### ➤ 業務主任者/OTC市場整備

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/OTC市場整備)】

a) 類似業務経験の分野：債券市場育成にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：モンゴル国及び東・東南アジア地域

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

本業務については、業務主任者に求められる経験及び高い能力を満たす人材の希少性に鑑み、業務主任者の補強を認めます。ただし、業務主任者を自社の専任の技術者ではなく、補強とした場合の業務管理体制等につき、要員計画に明

示してください。

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

~~なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。~~

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10.00)</b>	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40.00)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50.00)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	<b>(40.00)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／OTC市場整備	<b>(40.00)</b>	( )
ア) 類似業務の経験	15.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	—	( )
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) 業務主任者等としての経験	—	
オ) その他学位、資格等	—	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(10.00)</b>	( )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	<b>10.00</b>	
イ) 業務管理体制	—	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：10月8日（木） 10：00～12：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

### 3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
  - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
  - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

### 第3 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. プロジェクトの背景

モンゴル国（以下、モンゴル）は鉱物資源開発に伴う資本流入や石炭・銅の国際市況を追い風に、近年高い成長を達成している。同国政府はマクロ経済運営の安定化に向け2013年に財政安定化法を施行し、構造的財政収支をGDP比マイナス2%以内、公的債務残高をGDP比40%以内に抑えることを掲げた。また、今後の経済発展を支えるインフラ整備のための資金調達を目的に、2012年11月には初の国債を発行するなど、独自の資金調達を進めている。

しかし、モンゴル経済における懸念材料として、歳入面での鉱物資源開発収入への過度な依存構造や、企業の資金調達の銀行借入一本化が指摘されている。特に後者に関し、長期的な資金調達の観点からは銀行借入や国債のみならず、設備投資等のための社債発行が進んでいくことが一般的であるが、同国では銀行の資本市場における圧倒的なシェアを背景に、債券市場、特に社債が商品として着目されてこなかった経緯がある。こうした背景もあり、社債関連の規制・監督体制もいまだ十分とは言えない状況である。今後、同国経済を安定的な成長軌道に乗せる上では、資本市場の安定性や持続的な発展が不可欠であり、投資家層の拡大も視野に入れた資金調達手段の多様化が必要である。債券については実態に即した制度整備等が追いついておらず、早急な対応が求められている。

同国において、資本市場を含む非銀行セクター（証券、保険、マイクロファイナンス等）を監督する金融監督委員会（Financial Regulatory Commission、以下FRC）が2006年に設立され、適切な監督実施のための人材育成、組織強化、制度設計等、徐々に体制が確立されつつあるが、社債のような新たな金融商品に対する知見・経験が不足しており、支援が必要な状況である。なお、2013年5月に改正（2014年1月施行）された新証券市場法や、2018年に策定された「金融改革計画2025」の下では、FRCが社債についても監督・規制のルール策定や実施体制の強化を実施することとなっている。

以上の状況を踏まえ、JICAはFRCに対する技術支援を決定し、2019年3月より「資本市場規制・監督能力向上プロジェクトフェーズ2」を開始した。本プロジェクトでは、モンゴル資本市場における資金調達手段の多様化及び同市場の持続的発展の一環として、社債に関する規制・監督の整備や関係者の能力向上を行い、社債に対する信頼性・認知度向上を目指している。

#### 2. プロジェクトの概要

##### （1）上位目標

モンゴルの資本市場が持続的に成長し、資金調達手段が多様化する。

##### （2）プロジェクト目標

規制・監督の枠組み整備や関係者の能力向上を通じ、社債に対する信頼性・認知度が向上する。

（指標）以下のいずれかが確認される。

- ①社債による調達金額が増加する。
- ②主要な調査機関等による金融新興市場の信用格付／調査結果が向上する。

##### （3）成果

- ①「金融改革計画2025」に対応する形で、モンゴル社債市場発展のための政策及び必要条件が特定される。



②信用格付会社及び私募債向け店頭（Over The Counter : OTC）取引の規制枠組みが改善される。

③私募債を含む社債を通じた資金調達に対する一般の認識が高まる。

（４）活動

- 1-1. 社債の現状及び展望をレビューする調査が実施される。
- 1-2. 活動1-1の調査結果をもとに、レビュー・ペーパー及びアクション・プランを含めた政策提言がまとめられる。
- 1-3. ステークホルダー向けの成果共有会が開催される。
- 2-1. 信用格付会社に関する短期セミナー及び能力強化のためのセッションが開催される。
- 2-2. 既存のOTC取引に関するルールがレビューされる。
- 2-3. 活動2-2により整理されたOTC取引の枠組みに基づき、活動1-2の方針にも沿った形で関連法令、通達、ガイドライン等が改良される。
- 3-1. 成果1及び2の結果をもとに、広報ツール（パンフレット、テキストブック等）のコンテンツが特定される。
- 3-2. 広報ツールのコンテンツ案が作成される。
- 3-3. ツール共有会が開催される。

（５）プロジェクトサイト／対象地域名

ウランバートル市

（６）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：FRC職員

最終受益者：モンゴル社債市場関係者

（７）事業スケジュール（協力期間）

2019年3月～2022年2月（計3年間）

（８）相手国実施機関

金融監督委員会（FRC）

3. 業務の目的

「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」のうち、成果2「信用格付会社及びOTC取引の規制枠組みが改善される」（※信用格付会社に関連する部分を除く）及び成果3「社債を通じた資金調達に対する一般の認識が高まる」にかかる業務を実施し、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に資することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2018年11月15日にJICAとFRCが署名・締結したR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」の枠内で、「3. 業務の目的」のとおり成果2及び3の達成に向け、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成し、モンゴル国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

## (1) 業務実施体制

本業務は「業務主任者／OTC市場整備」「金融教材」「コンテンツ制作」の3名体制を想定している。

「業務主任者／OTC市場整備」は、既に進められた成果1のモンゴル債券市場、特に社債市場の現状分析（要素ごと）、市場発展のためのロードマップ案（＝政策提言）をまとめた報告書（後記にある配布資料「資本市場規制・監督能力向上プロジェクトフェーズ2」社債市場アドバイザー業務専門家業務完了報告書）を踏まえ、成果2が対象とするOTC市場整備のための法的枠組みの精査、各関係者の役割の明確化等にかかる助言と技術指導をC/Pに対し行う。また、市場整備推進のための法令に関わる支援を行うという、政策レベルの業務も求められる。そのため、債券市場育成にかかる政策対話が可能なレベルの高度な知見・経験を有し、国際機関における同分野の実務経験を有することが望ましい。加えて、今後は公募債発行の登録と情報開示の合理化・迅速化のため、電子登録・開示のシステム化が検討されているという情報もあることから、その検討状況に係る情報収集や同システム化に向けた関係者への助言も併せて行う。

「3. 業務の目的」にも記載のとおり、成果2のうち信用格付会社関連の活動は本業務の対象としない。なお、証券市場法の改定については成果1の短期的な改革の中でも指摘されており、C/Pは本プロジェクトの支援により備上している現地コンサルタントと共に同改定に向けた作業を開始するところである（2021年2月末まで）。本団員はC/P及び現地コンサルタントによるドラフト内容を精査し、必要な修正のための助言を行い、ドラフトの最終化を支援することが求められる。

「金融教材」は、主に成果3が対象とする啓発活動のための教材作成を担当する。現地ではC/PであるFRCだけでなく、証券取引所（MSE）や証券業協会（MASD）等が独自に教材を開発している。例えば社債はこれまでモンゴル国内での金融商品としての認知度が低かったこともあり、証券外務員向けテキストといった金融人材向けの教材においても十分に取り上げられていない。団員は成果1及び2を踏まえ、社債市場発展のために必要な金融教材を検討し、C/Pや市場関係者とともに作成することが期待される。そのため、金融分野での一定の業務経験を有するとともに、教材作成や広報活動等の業務経験を有することが望ましい。

「コンテンツ制作」は、「金融教材」と同様に成果3の啓発にかかる各種コンテンツ制作や、C/P及び関係機関によるコンテンツ制作の支援を行う。オンライン上の情報公開や同目的のためのプラットフォームの整備など、プロ向けの情報提供ならびに一般向けの啓発のため適切なオンライン環境を検討する。なお、本業務においては単発で実施するコンテンツ（新聞・ウェブ広告等）と、C/Pや関係機関が継続的に維持管理するコンテンツ（各機関のポータルサイト上の資料等）をまずは整理した上、前者については本業務の経費として計上し、後者については各機関による負担として計上すること。

## (2) 現地セミナーの開催

成果2のOTC市場整備については、成果1の調査結果及び政策提言を踏まえ、C/Pがドラフトに着手し始めた証券市場法の改定状況や今後のロードマップの共有を目的とし、第2次現地派遣時にモンゴル政府関係者、市場関係者を向けの現地セミナーを開催予定である。本業務受注者はC/P及びJICAと事前によく相談し、セミナー構成、資料等の準備を行い、当日の発表を行う。また、成果3については作成したコンテンツを関

係者と共有するため、第4次派遣時のセミナー（もしくはワークショップ）開催を想定している。本業務受注者はC/Pや関係者とともに、同期日までにコンテンツ制作支援を進めることが求められる。

なお、会場準備や関係者の選定・連絡等のアレンジJICA及びC/Pが行うため、本業務受注者は適切な関係者が選定されるよう適宜助言を行うこと。なお、現時点では以上の目的及び回数セミナー実施を想定しているが、業務開始後のC/PやJICAとの協議を踏まえ、セミナー数や形式、対象者等が変更となる可能性がある。

### （3）広報への協力

モンゴルでは債券市場を含む資本市場は発展途上にあり、一般市民の認知度は必ずしも高くない。また、市場関係者間の連携が円滑に進んでいない。そのため、本プロジェクトでは市場関係者間（官民連携含む）、一般市民向けにそれぞれ広報活動にも力を入れている。本業務受注者はC/P及びJICAとの相談のもと、（3）のセミナーのみならず現地メディアによる取材対応等への協力も期待される。

また、JICA事業としての本邦、現地での広報の観点から、ウェブサイトの更新（セミナー報告、記事執筆等）にも協力する。

### （4）現地業務日程

7月中旬～8月下旬（ナーダム・夏季休暇）及び2月中（旧正月）は、C/Pを含むモンゴル政府職員や市場関係者の多くが長期休暇に入るため、同期間を避けて提案すること。

### （5）新型コロナ禍への対応

世界中で流行している新型コロナ禍対応として、2020年2月からモンゴルは国境を封鎖しており、9月現在も同国境封鎖は解かれていない。以下の業務内容のとおり、本案件では複数の現地渡航も想定しているが、渡航制限により現地渡航を国内業務に振り替える可能性がある。本業務受注者は同可能性を念頭に、遠隔（オンライン）による各種活動の実施も想定しプロポーザルにて代替案を提案すること。

## 6. 業務の内容

本業務受注者は、「2. プロジェクトの概要」に示したプロジェクト目標を踏まえ、成果2のうちOTC市場整備のため、証券市場法等関連規定の精査・編集や、市場整備に向けた関係者への助言・技術移転を行う。関連規定の精査・編集にあたり、別途備上している現地コンサルタントチームと協働し、適切な作業実施、C/P等への助言を行い、C/PがOTC市場整備に向け適切な法的枠組み及び実務規定等を制定できるよう工夫して業務を行うこと。また、成果3のため、機関投資家（プロ）向けの情報提供や一般国民向けの啓発に資するコンテンツや教材の整理、内容検討、作成、関係者との調整等を行う。

本業務受注者は、以下を参考に現地業務と国内業務について効率的かつ効果的な作業工程・方法をプロポーザルにて提案すること。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### 【成果2（OTC市場整備）関連】

#### （1）国内準備期間（2020年11月下旬）

- ①契約開始後、速やかに既存のJICA及び他ドナー報告書、「『資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2』社債市場アドバイザー業務専門家業務完了報告書」を参照し、モンゴル社債市場の現状と課題、今後のロードマップを把握する。また、C/P及び現地コンサルタントによる証券市場法等の改定にかかるドラフトを入手・確認し、編集方針を検討するとともに、同内容をモンゴル事務所経由でC/P及び現地コンサルタントに伝達する。
- ②ガバナンス・平和構築部及びモンゴル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプランを作成し、ガバナンス・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/PにはJICA側より事前にワークプランを共有）。
- ④ C/P及び現地コンサルタントと事前のオンライン会議を実施し、③にかかる編集方針を確認し、修正が必要なポイントにつき助言を行う。オンライン会議は必要に応じ複数回実施する。

(2) 第1次現地業務期間（2020年12月上旬～12月中旬：10日間程度）

- ①現地業務開始時にモンゴル事務所、C/Pにワークプランを説明する。
- ②(1)④を踏まえ、C/P及び現地コンサルタントとともに作業の進捗を確認する。また、改正証券市場法のドラフトを精査しながらC/Pに対し修正にかかるアドバイスをを行う。
- ③大蔵省等の政府機関や市場関係者に対し、C/Pと共にOTC市場整備に向けた進捗状況を共有するとともに、新型コロナ禍を踏まえた今後の市場見通しについて意見交換を行う。
- ④「『資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2』社債市場アドバイザー業務専門家業務完了報告書」及び③を踏まえ、今後のOTC市場整備に向けたより具体的な方策についてC/Pに助言するとともに、より具体的な短～中期的なアクションプラン策定を支援する。
- ⑤ OTC取引システムの現地状況を整理し、構築・改善のための条件をまとめる。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果をC/Pに報告する。
- ⑦モンゴル事務所に現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間（2021年1月中旬）

- ①活動進捗報告書（No. 1）をガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。
- ②C/P及び現地コンサルタントによる証券市場法案の改定部分の最終ドラフト、及びアクションプランを確認し、必要な精査を行う。

(4) 第2次国内準備期間（2021年2月下旬）

- ①第2次派遣にかかるワークプランを作成、ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/PにはJICA側より事前にワークプランを共有）。
- ②改正証券市場法案、OTC市場整備のロードマップの共有を目的とした、市場関係者向けのセミナーの準備を進める。その際に使用する資料（パワーポイント等）を作成し、ドラフトをガバナンス・平和構築部及びモンゴル事務所に提出する。

- (5) 第2次現地派遣期間（2021年4月上旬～中旬：10日間程度）
- ①現地業務開始時にモンゴル事務所、C/Pにワークプランを説明する。
  - ②C/Pとともにセミナーを開催するとともに、参加者との意見交換を行う。
  - ③②の結果を踏まえ、C/Pとアクションプランを最終化させる。
  - ④現地業務完了に際し、現地業務結果をC/Pに報告する。
  - ⑤モンゴル事務所に現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第2次国内整理期間（2021年5月下旬）  
活動進捗報告書（No. 2）をガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間（2021年6月中旬）  
第3次派遣にかかるワークプランを作成、ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/PにはJICA側より事前にワークプランを共有）。
- (8) 第3次現地派遣期間（2021年6月下旬：10日間程度）
- ①現地業務開始時に、モンゴル事務所、C/Pにワークプランを説明する。
  - ②特に短期～中期的なアクションプランの実現にあたり、C/Pを中心に技術指導や助言を行う。
  - ③モンゴル事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

### 【成果3（啓発活動）関連】

- (1) 国内準備期間（2020年12月中旬）
- ①社債を中心に既存のモンゴル国内の金融教材や広報ツールを確認する。
  - ②ガバナンス・平和構築部及びモンゴル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
  - ③ワークプランを作成し、ガバナンス・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/PにはJICA側より事前にワークプランを共有）。
- (2) 第1次現地業務期間（2021年1月上旬～年1月中旬：10日間程度）
- ①現地業務開始時にモンゴル事務所、C/Pにワークプランを説明する。
  - ②社債を中心とした啓発活動、そのためのツールについてC/Pの方針を確認する。
  - ③証券取引所や証券業協会など、金融人材育成や一般向け広報を実施している関係者にヒアリングし、広報ツールや教材といったコンテンツのターゲット、作成状況、今後の方針、必要な支援内容を確認する。
  - ④コンテンツのリリース形式（新聞・ネット広告、オンライン・紙のパンフレット・テキストブック等）を確認するとともに、C/Pのシステムインフラ、現地のデジタルコンテンツ制作業者、印刷業者、リリース形式毎の単価等の市場調査を行う。
  - ⑤モンゴル事務所に現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2021年1月下旬）

- ①活動進捗報告書（No. 1）をガバナンス・平和構築部に提出し、報告する。
- ②第1次現地業務結果を踏まえ、コンテンツを特定するとともに、関係者間の作業分担及びスケジュール、各コンテンツの骨子案、見積を検討する。

（4）第2次国内準備期間（2021年2月上旬）

- ①第2次派遣にかかるワークプランを作成、ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/PにはJICA側より事前にワークプランを共有）。
- ②第1次国内整理期間での検討結果をまとめたプレゼン資料を作成し、ガバナンス・平和構築部及びモンゴル事務所と協議を行う。特にコンテンツ制作に伴い経費が必要となる場合は同金額を提示し、必要性や代替案（紙媒体から電子化への切替等）についても提案する。

（5）第2次現地派遣期間（2021年3月上旬～中旬：7日間程度）

- ①現地業務開始時にモンゴル事務所、C/Pにワークプランを説明する。また、（4）②のプレゼン資料をもとに活動の方向性を確認する。
- ②C/Pとともに関係者に対し啓発活動の方針について説明し協議するとともに、作業内容やスケジュール、本業務受注者による支援内容（全体調整、コンテンツ骨子作成及び編集、業者への発注支援等）など、必要事項について合意する。
- ③②で合意した内容を踏まえ、各関係者に対しコンテンツ骨子案を確認し、必要な修正を行う。
- ④モンゴル事務所に現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第2次国内整理期間（2021年3月下旬）

- ①活動進捗報告書（No. 2）をガバナンス・平和構築部に提出し報告する。
- ②C/P及び関係者の作業進捗を確認し技術指導を行うとともに、ドラフト等の内容を確認し、適宜編集作業を進める。これら作業は3月下旬以降、最低週1回程度を目安に実施する。

（7）第3次国内準備期間（2021年6月中旬）

第3次派遣にかかるワークプランを作成、ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/PにはJICA側より事前にワークプランを共有）。

（8）第3次現地派遣期間（2021年6月下旬：5日間程度）

- ①現地業務開始時に、モンゴル事務所、C/Pにワークプランを説明する。
- ②第2次国内整理期間以降の進捗を確認するとともに、編集まで終わったコンテンツから順次公開や印刷等の準備を進める。
- ③モンゴル事務所に現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（9）第3次国内整理期間（2021年7月上旬）

活動進捗報告書（No. 3）をガバナンス・平和構築部に提出し報告する。

(10) 第4次国内準備期間 (2021年9月上旬)

第4次派遣にかかるワークプランを作成、ガバナンス・平和構築部による確認の後提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する(C/PにはJICA側より事前にワークプランを共有)。

(11) 第4次現地派遣 (2021年9月中旬～下旬：5日間程度)

- ①現地業務開始時に、モンゴル事務所、C/Pにワークプランを説明する。
- ②第3次現地業務以降の進捗を確認するとともに、C/Pや作成担当機関とともに各コンテンツに関連する関係者向けの広報(ミニセミナー、ワークショップ等)を展開し、普及促進を行う。
- ③モンゴル事務所に業務結果を報告する。

【共通事項】

(1) 帰国後整理期間 (2021年10月下旬)

業務完了報告書を作成し、ガバナンス・平和構築部に提出する。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書・技術協力作成資料等は以下のとおり。なお、本契約における報告書は「専門家業務完了報告書」とし、(2)の技術協力作成資料を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数など
業務ワークプラン - 第1次派遣 - 第2次派遣 - 第3次派遣 - 第4次派遣	2020年12月中旬 2021年2月下旬 2021年6月中旬 2021年9月上旬	和文・英文・モンゴル語各2部、同電子データ
活動進捗報告書 - No. 1 - No. 2 - No. 3	2021年1月下旬 2021年5月下旬 2021年7月中旬	和文・英文(電子データのみ) (※第4次派遣結果は専門家業務完了報告書に含めるものとする。)
専門家業務完了報告書	2021年10月29日	和文・英文・モンゴル語各2部、同電子データ

(※第4次派遣結果は専門家業務完了報告書に含めるものとする。)

専門家業務完了報告書 2021年10月29日 和文・英文・モンゴル語各2部、同電子データ

報告書等は全て簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020年1月)を参照すること。各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと本業務受注者で協議、確認する。

① ワークプラン

業務の概要(背景・経緯・目的)



業務実施の基本方針  
業務の具体的方法  
業務実施体制  
要員計画  
その他必要事項

② 活動進捗報告書

当期活動概要

OTC市場整備概要（※活動進捗同分析を踏まえポイントを示すこと。）

次期活動計画（※No.1では、第2次派遣時に実施するセミナー構成及び同資料案についても提案すること。）

C/Pに対する提言案

その他必要事項

③ 専門家業務完了報告書

業務の概要（背景・経緯・目的）

活動内容、成果

達成状況

具体的成果品リスト

その他、所定の様式に則り記載

（2）技術協力作成資料

業務を通じて作成された資料を上記「第7条 報告書等（1）報告書」で指定する言語で業務完了報告書に添付する形で提出する。

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

今月の進捗、来月の計画、当面の課題

業務従事者の従事計画／実績表

（4）報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

（5）収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式を提出する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

2020年12月中旬より業務開始し、2021年11月下旬の終了を予定している。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

#### (1) 業務量の目途

合計：6.05M/M

#### (2) 業務従事者の構成

本プロジェクトには、下記の分野を担当する専門家の配置を想定している。コンサルタントは業務内容を踏まえ、適切な配置をプロポーザルで提案すること。

なお、格付けについては以下を目安とすること。

- 1) 業務主任者／OTC市場整備（1号）
- 2) 金融教材
- 3) コンテンツ制作

### 3. 相手国の便宜供与

#### (1) オフィススペースの提供

### 4. 配布資料及び貸与資料

(1) 本業務に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部より配布します。

- ・モンゴル国「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」R/D（写）
- ・モンゴル国「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」社債市場アドバイザー業務専門家業務完了報告書

### 5. 機材の調達

本業務において機材調達を想定していない。

### 6. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していない。

以上